

令和4年第2回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 令和4年5月27日 午前10:00

○閉 会 午前11:27

○出席議員（18名）

1番 菅原理恵子	2番 鈴木壮二	3番 藤原仁美
4番 戸田俊樹	5番 佐藤義久	6番 澤井昭二郎
7番 堀井克見	8番 藤原典男	9番 中川光博
10番 鈴木司	11番 菅原秀雄	12番 石井和人
13番 西村武	14番 鏡仁志	15番 菅原龍太郎
16番 伊勢潤	17番 佐藤敏雄	18番 小林悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 工藤素子	総 務 部 長 千葉秀樹
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒井弥生
産業振興部長 小野貴宏	建 設 部 長 畠山修
教 育 部 長 澁谷豊	総 務 課 長 古仲淳
企画政策課長 安田秀樹	財 政 課 長 伊藤強
税 務 課 長 櫻庭仁	市 民 課 長 内田倫雄
社会福祉課長 宇瀬隆広	健康長寿課長 櫻庭輝雄
子育て応援課長 伊藤佐和子	農林水産振興課長 伊藤充
都市建設課長 佐々木涉	上下水道課長 澁谷比奈子
教育総務課長 斉藤栄子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤国栄	議会事務局次長 宮崎久春
-------------	--------------



令和4年第2回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和4年5月27日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 令和3年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 2号 令和3年度潟上市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 3号 令和3年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 4号 令和3年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 5号 令和3年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 9 報告第 7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 10 承認第 4号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 11 承認第 5号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 12 承認第 6号 専決処分の承認について（令和4年度潟上市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 13 議案第34号 令和4年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について



午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。

傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和4年第2回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、鈴木市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

令和4年第2回潟上市議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、ご多忙のところ出席を賜り誠にありがとうございます。

審議に先立ち、提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、専決処分の報告案件についてであります。

令和3年度一般会計・水道事業会計及び下水道事業会計各予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項、地方公営企業法施行令第18条の2第1項並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書について5件、ご報告をするものであります。

また、市職員が除雪作業中に発生させた物損事故の賠償金額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第2項の規定により、2件をご報告するものであります。

次に、専決処分の承認案件についてであります。

潟上市市税条例等の一部を改正する条例と潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

令和4年度潟上市一般会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルスの4回目ワクチン接種に係る接種券作成業務委託料などの経費を令和4年4月28日に専決処分したものであります。

続いて、議案についてであります。

令和4年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な困難に直面した方々への支援として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金事業を令和3年度に引き

続き実施するための経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費を計上するものであります。

この後、担当部長より説明させますので、宜しくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 悟） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、6番澤井昭二郎議員、7番堀井克見議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（小林 悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。7番堀井議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） おはようございます。私から、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、昨日5月26日に、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもと、開催しております。

議会運営委員会では、本臨時会の提出予定議案、会期日程等を議題として協議しております。

本臨時会に当局より提出される案件は、報告案件7件、承認案件3件、予算議案1件であります。

提出案件については、当局より概要説明を受け協議した結果、本臨時会の会期を本日1日と決定をいたしました。

以上申し上げまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） お諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

【日程第3、報告第1号 令和3年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第3、報告第1号、令和3年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、令和3年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年5月27日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いいたします。

令和3年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容についてご説明申し上げます。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム改修事業457万6,000円は、国の補助金を受けて実施するマイナンバーカード所持者の転入・転出手続きのワンストップ化に伴うシステム改修でございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業1億7,424万337円は、給付金の受給に係る申請期間が令和4年度にわたることから、残額を繰り越したものでございます。

2項児童福祉費の認定こども園設備改修事業8,853万4,000円は、若竹幼児教育センター空調設備改修工事に係るものでございます。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業142万円は、申請期限を令和4年4月30日としたことから当該予算を繰り越したものでございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費のため池等整備事業93万1,300円は、飯田川飯塚地区が受益地となる真崎堰地区の幹線用水路整備事業、湛水防除事業526万7,252円は、天王東地区及び浜井川地区の排水機場整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業290万円は、昭和大久保地区の用水排水等の整備事業で、それぞれ県営事業負担金でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費の市道整備事業1億5,177万3,000円は、社会資本整

備総合交付金を活用した市道改良と、道路メンテナンス事業補助金を活用した橋梁補修に係るものでございます。

3項河川砂防費の急傾斜地崩壊対策事業185万4,000円は、飯田川鳥木沢地区及び岩崎地区で、県営事業負担金でございます。

以上の事業、合計4億3,430万5,889円を令和4年度に繰り越ししたものでございます。

主な財源といたしましては、国県支出金2億6,865万4,337円、地方債が1億5,630万円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番鑑議員。

○14番（鑑 仁志） 急傾斜地崩壊対策事業あるんだけど、鳥木沢と岩崎ってあるんだけど、これ毎年出ているような感じがするんだけど、これ何年までかかるのかな、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、鳥木沢の方でございますけれども、これは繰越分として今年度で用地測量で完了する予定になっております。

次に、岩崎地区ですけれども、繰越分と今年度で防護柵の設置工事を行って、これも今年度で終了する予定となっております。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 認定こども園の設備改修事業なんですけれども、若竹の空調設備という説明受けましたが、いろんな今、部品が入ってこないということもありますけれども、そういう関係なのか、それとも工事がそのものが遅れているのか、そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの認定こども園の改修についてお答えいたします。

この事業に関しましては、スケジュール通りに実施しておりまして、備品の調達も確かにありますけれども、当初よりスケジュールが今年の1月から6月の完成を目処としております。主には、この園を開設しながら、月曜日から土曜日まで園を開設しながら、



子どもたちの保育をしながら同時に空調を進めるということがありまして、6月までかかるというものでございますが、備品等の影響も多少はありますが、今のところ順調に推移しております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第4、報告第2号 令和3年度潟上市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について】

○議長（小林 悟） 日程第4、報告第2号、令和3年度潟上市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

報告第2号、令和3年度潟上市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度潟上市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年5月27日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いいたします。

令和3年度潟上市一般会計事故繰越し繰越計算書の内容についてご説明いたします。

6款農林水産業費1項農業費の湛水防除事業266万6,600円は、天王東地区及び浜井川地区の排水機場整備事業に係る県営事業負担金でございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により資材調達が困難となり、工事に遅れが生じております。そのため、県では事故繰越し手続きを行っており、それに伴い、本市においても事故繰越し手続きを行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第5、報告第3号 令和3年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第5、報告第3号、令和3年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書についてを議題とします。

報告第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案書の5ページをお開き願います。

報告第3号、令和3年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書について。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和3年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和4年5月27日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いします。

令和3年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書の内容についてご説明いたします。

1款水道事業費用1項営業費用、水道事業アセットマネジメント及び新水道ビジョン策定委託業務は、令和2年度から令和4年度までの3年間の継続事業であり、令和3年度の事業実施後の予算残額314万6,000円を令和4年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、報告第4号 令和3年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について】

○議長（小林 悟） 日程第6、報告第4号、令和3年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題とします。

報告第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案書の7ページをお開き願います。

報告第4号、令和3年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による令和3年度潟上市水道事業会計予算の繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和4年5月27日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いします。

翌年度繰越額は、1款水道事業費用3項特別損失の町後ポンプ場解体工事2,168万8,700円でございます。

送水管の河川横断部分について、県との協議に不測の日数を要したことから、事業が完了しなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ございませんか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） ここに送水管の河川横断部分と書いておりますが、具体的にこれ、場所がどこなのか、それから、県との協議に不測の日数を要したとありますが、具体的にどう不測の日数が県との協議で発生したのか、その点についてご説明をお願いします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、場所ですけれども、場所は菅市商店から大豊小学校に向かう道路のところに高田橋という橋があるんですけれども、そここのところに大郷守の浄水場から町後のポンプ場までの送水管がありまして、その河川部分を撤去するという工事でございます。この河川横断部分につきましては、占用を取って工事をするというのが基本ですけれども、かなり古い、昭和50年代の工事ということで、県の方にもその占用を出してる気配というか、その占用の書類が見付かりませんでした。それで、まず占用撤去の許可を取る前に占用がなかったものですから、そここのどういうふうにして施工してあったのかどうかというあたりもわからなくて、そこら辺の協議に時間を要したということでございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第7、報告第5号 令和3年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について】

○議長（小林 悟） 日程第7、報告第5号、令和3年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題とします。

報告第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案書の9ページをお開き願います。

報告第5号、令和3年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項の規定による令和3年度潟上市下水道事業会計予算の建設改良費繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和4年5月27日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いします。

令和3年度潟上市下水道事業会計予算繰越計算書の内容についてご説明いたします。

翌年度繰越額は、1款資本的支出1項建設改良費の秋田湾雄物川流域下水道事業1,822万6,000円でございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、部品納入に遅れが生じております。そのため、県では繰越し手続きを行っており、それに伴い本市においても繰越し手続きを行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第8、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（小林 悟） 日程第8、報告第6号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年5月27日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年4月4日 潟上市長 鈴木雄大

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和4年1月13日午前11時30分頃、潟上市飯田川下虻川の市道において、職員が運転するローダーが除排雪作業中に相手方の所有する財産を破

損させたものでございます。

損害賠償額は64万860円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第9、報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（小林 悟） 日程第9、報告第7号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の13ページをお開き願います。

報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年5月27日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年4月27日 潟上市長 鈴木雄大

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要と損害賠償額でございますが、令和4年2月15日午後1時頃、潟上市天王の市道において職員の運転するローダーが除排雪作業中に相手方の所有する財産を破損させたもので、損害賠償額は66万円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） 2つの専決処分が報告されたわけですが、どちらも職員ということでもあります。どの方がやったかということよりも、職員だということであればですね、この地域を業者に委託、除排雪の委託をしてないで市でやらなきゃならないところ

なのか。そうした場合の防除といいますか、危険箇所には何か印をつけるとか、何とかその策をしてなければ際限なく事故が起きると思いますけども、その辺はどうであったのか少し報告をしてください。お願いします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1件目の方ですけれども、これは雪の堆雪場ということで、これは常日頃から職員の方で実施しているものでございます。昨年度、雪が多いということもございまして、運転者は昨年度から採用された職員でございまして、経験が浅い部分もあったかと思えます。一応、警備の助手はつけて後方確認等、行っていたわけですが、バックしてぶつかってしまったということでございます。

もう一つの方ですけれども、こちらの方は道路利用者の方から苦情を受けて現地の方の確認を行い、局所的な除雪が必要だということで、通常であればこの路線については委託業者をお願いしているところではありますけれども、日中ということで即時の出動が困難であったということがございまして、職員を派遣してその部分の除雪を実施したということでございます。

この現場ですけれども、道路線形が変則的であったということもあり、官民境界がわかりづらかったということも事故の原因と考えております。こういう場合には、やはり除雪業者等々しっかり連絡を取り合って、危険箇所かどうかの確認等を行うということと、できるだけ除雪業者の方に依頼して作業の方をしていただくというふうにしたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） 排雪場所に職員を配置して除雪ローダーでやって、後方を確認させていながらこういう事故を起こしたと。それから、最後は局地的な電話でのオーダーがあったので特別に配慮されて出動したと。どちらもいささか、よく保険屋さんが認めたなと思うわけで、これが一般の道路除雪の委託業者であれば、どのくらいのそのレベルで事故があるのか。多分もっとあるんじゃないかというふうに思うわけです。そういう場合に損害保険会社が保険の掛け金等について、潟上市全体での除排雪のキロ数にどのくらいの雪の除排雪の量があって、やった場合に、事故の確率がどうだと。必ず計算されて損害保険料が決定されると思うわけで、いろんな意味では市の負担が増えると。こ

れを専決処分されて、保険屋さんと話し合いがついて、この額が諸収入なのか雑収なのかわかりませんが、そして支払われると。市長が専決して議会に報告し、賛成してくれと、こういうことなんでしょうけども、その辺はですね、いろいろなことを考えながら、今後事故のないようにしていただきたいと思います。これに対して何か一言お願いします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この保険につきましては、除雪ローダーを含めて公用車全般的に加入している保険でございます。この保険については、保険会社から直接それぞれの相手方に支払われるということになりますので、市の方の予算に係る部分はありません。

この後につきましては、適宜、交通事故のないように、気をつけて作業等を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） これ、誰も好きで事故を起こすと、損害を与えるということではないんですが、昨年のようにあのおり豪雪になると、様々な事態が発生すると。その結果、こういうものも発生したと解釈はできるんですが、先ほども同僚議員から質疑ありましたが、専門の業者の方、潟上中走って歩いてても、一切そういう話も、実態あるのかないのかも含めて聞かないと。親切行為かどうなのか、オファーかかったから行ったと、上北野の方に。たちまち事故を起こしたと。高くつくわけだね。結果的に保険から出るといっても原資は掛け金で払っているわけで、それらを総合的に判断した場合、年々、例えば潟上市の除雪に、時期に入る前は、夏頃からかな、その業者の方々、何回となく集まってすり合わせをする。あるいはシミュレーション、マニュアル等々、技術の向上も含めて念入りにやっているやに私は聞いていますよ。それが功を奏して、業者の方々であればこういう失態は、これ失態ですよ、起こさない。やっぱりね、すまなかったとか保険で払われるから云々ということで、どうも腰より上の方、上っかわの議論に終始しているなど。いわば職員というのはどの程度の、その職員をあれですよ、詰めたり責める気持ち、私ありません。寒中の最中、頑張ったと思いますよ。しかしながら、やっぱりものには得手不得手があったり、技術の修練だとか、様々な要素の中で総合的にそれに当たるわけですよ。市のローダーを運転するに当たって、正職員なのか、

あるいは会計年度職員なのかわかりませんが、はっきり言えばめったにやらないで初めてやったかもしれないし、そういうことのきちっとした事前のフォローをやらないでやって、今回事故起きたから保険会社から払われるから専決処分だと、この行為は法律行為だからどうのこうの言う気持ちもないんですが、やっぱりガバナンスとして、市全体のこの冬に対するガバナンス、秋田県はもう雪国なことは栄枯の昔からそうだし、未来永劫続くわけだから、そういう中で、ちょろっと出ていった職員が事故を起こしてこの有り様ということは、何か潟上の冬の期間の除雪体制のガバナンスというのは誰が担って、どこまで行き届いているのかなと、摩訶不思議です、私は。これ、物だからいいけれども、人ならどうなりますか。人間だと。生き物だと。ですからね、やっぱりそういうこともきちっと視野に入れて、両ウイングに入れながら物事やらなきゃ駄目だ。ただ出してきて、専決処分だから仕方ねべと。専決処分というのは会議をやる暇がないから出す議案であって、財政法上許されていますよ。しかしながら、この行為のみならず、今までの経緯なり現在、今後どう取り組むのか、この決意がかけらも出てきていない。今言ったことも含めて、今後、二度と再びこういう、言ってみれば不幸だっていうか事故等々を回避するために、どれだけの向き合い方をする対策を、向き合い方をしようとするのか。当然こういう事態に至ったわけですから、今からその決意はあるだろうと思いますから、力強い決意なり対応策というものをご披露ください。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

除雪に関して言いますと、委託業者をお願いしている部分と、市の直営で実施している部分がございます。これは今回2件発生したわけですがけれども、市の職員の除雪も毎日行っているということでございますので、この2件が突然、ふだんやってないのに行ってやったということが思われているかと思われるんですけども、毎日やっているということです、結果として事故を起こしたという部分については、これは申し訳なく思っております。

除雪の体制につきましては、昨年度やはり雪が多くて、委託業者だけではカバーしきれない部分もあって、職員の方にちょっと負荷を掛けてしまったという部分があって、このようなことが起こったのではないかなと考えております。

あと、委託業者につきましても、年間数件ではございますが、やはりこのような事故が発生しております、それについては委託業者とその相手方とが交渉して補償の方を



決めているということになります。

いずれにしても事故は起こさないようにしなければいけないことですので、除雪の委託業者の体制であったり、職員の勤務状況、負荷を掛けすぎない等、疲労等のことも考えて、これから除雪を実施していきたいと考えております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第10、承認第4号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第10、承認第4号、専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、本日配付いたしました「説明資料」の2ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に専決処分したもので、施行日は令和4年4月1日でございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

はじめに、趣旨でございますが、令和4年度税制改正への対応でございます。

次に、改正の主な内容でございますが、住宅借入金等特別控除の適用期限の延長及び固定資産税の土地の負担調整措置でございます。

負担調整措置につきましては、令和4年度限りの措置でございます。

なお、住宅借入金等特別控除の適用期限延長に伴う税収減につきましては、国費で補填されることになっております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 固定資産税、土地の負担調整措置についてですけれども、これ該当するところはございますか。もしないとしても、将来的に生ずることがあるのかどうか、そこら辺について具体的にお願いします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

固定資産税に係る改正部分の本市への影響でございますが、現段階では本市への影響というものはございません。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 現状だけでなく、将来的にどうなのかということも聞いていますので、ここら辺の動きについては今のところどうですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） あくまでも現段階というか、令和4年度における試算でございますので、この後どのようになるかは、お答えできる状況でないということでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第11、承認第5号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第11、承認第5号、専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、本日配付いたしました「説明資料」の3ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に専決処分したもので、施行日は令和4年4月1日でございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

はじめに、趣旨でございますが、承認第4号同様に、令和4年度税制改正への対応で

ございます。

次に、改正内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるもので、引上げ額は、医療分2万円、支援金分1万円、合計3万円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 国民健康保険税の課税限度額引き上げということで、合計では3万円ということですが、これに該当というか適用となる人員、そして生ずる合計額について、計算されておりましたらお願いします。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまの質問についてお答えいたします。

令和4年ベースの影響額について試算したところ、医療分で33世帯63万円の増収、支援金分で31世帯30万円の増収、合計93万円の増収になると見込んでおります。

以上です。

○議長（小林 悟） 質疑ございませんか。4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） この国保税の負担が高額所得者の部分について2万円、1万円ということで上げるということの国がこれを各自治体に要求したわけです。そうすると、高額所得者だから負担可能だろうという安易な考えなのか、それとも、今の国保税法上の収入では、なかなか福祉的には予算が足らんと。足らんとところはどこかと。財政ベースでは子どもを産んで育てるための手当を増額すると今国会でも取り上げられているわけで、その辺のところを少しつまびらやかに説明をいただかなければ、完全にこれ専決されるというのは、ちょっと大綱大義がわからんということですので、せめてその取組を教えていただきたいと思っております。宜しく申し上げます。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） 国の方では保険税の課税限度額については、被用者保険のルールとのバランスを考慮して、当面は超過世帯の割合が1.5パーセントに近づくように段階的に賦課限度額を引き上げてきているところであります。

健康保険法において最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5から1.5パーセントとなるように法で定められております。そのため、1.5パーセントに近づけるように段階的に引き上げを行っているところであります。

○議長（小林 悟） 4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹）　そういうふうな国が0.5から1.5に上げるように前もってもう決めてあるので、それに合うように数字を合わせていくんだというより聞こえないわけですので、この増収分はどこへどういうふうに行くのか、それを聞きたいわけですね。お願いします、もう一度。

○議長（小林　悟）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生　司）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

そのほかにおいても持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律などにおいて、持続可能な医療保険制度等を構築するため、必要な措置として国民健康保険税の保険料の賦課限度額の引き上げについていわれているところであります。

また、社会保障制度改革国民会議報告書においても、国民健康保険において相当の高所得者のものであっても保険料の賦課限度額しか負担していない仕組みとなっていることを改め、保険料の賦課限度額を引き上げるべきという報告が出ているところであります。

○議長（小林　悟）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林　悟）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林　悟）　起立全員です。したがって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第12、承認第6号　専決処分の承認について（令和4年度潟上市一般会計補正予算（第1号））】

○議長（小林　悟）　次に、日程第12、承認第6号、専決処分の承認について（令和4年度潟上市一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

承認第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生）　それでは、本日配付しました「説明資料」の4ページをお開き願います。

本予算は、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年4月28日に専決処分したものでございます。

はじめに、1、予算の規模でございます。

令和4年度潟上市一般会計補正予算（第1号）の補正予算の総額は、550万1,000円でございます。

歳入は、全額が特定財源で国庫支出金でございます。

次に、2、補正予算の内容でございます。

歳出は、4款1項9目新型コロナウイルスワクチン接種事業費550万1,000円でございます。新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を開始するため、接種券作成等の準備を行う経費でございます。財源は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で、歳出と同額でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第6号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第13、議案第34号 令和4年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第13、議案第34号、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案第34号について、当局より提案理由の説明を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） それでは、本日配付しました「説明資料」の5ページをお開き願います。

令和4年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

はじめに、1、予算の規模についてご説明いたします。

一般会計補正予算（第2号）（案）は、補正前の予算額145億3,950万1,000円に、補正額1億156万円を追加し、補正後の予算額を146億4,106万1,000円とするものでございます。

財源内訳は、特定財源が1億156万円で全額が国庫支出金でございます。

次に、2、補正予算の内容でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等及び子育て世帯等に特別給付金を給付する経費について計上するものでございます。

(1) 3款1項8目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費は、5,032万9,000円でございます。住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。事業費は5,000万円、事務費は32万9,000円の計上でございます。

対象世帯は、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯470世帯と、令和4年1月以降の家計急変世帯30世帯を見込んでおります。

次のページをお願いします。

(2) 3款2項9目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、5,123万1,000円でございます。低所得の子育て世帯に対して、子ども1人当たり5万円を給付するものでございます。事業費は4,500万円、事務費は623万1,000円の計上でございます。

対象人数は、ひとり親世帯325世帯の子ども450人、その他世帯250世帯の子ども450人と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番鑑議員。

○14番（鑑 仁志） 6ページにあるんだけども、ひとり親世帯は325世帯とあるんだけども、その他世帯で250世帯、このその他ということはどういうことなのかちょっと説明していただきたい。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの鑑議員のご質問にお答えします。

その他世帯についてでございますが、その他世帯に関しましては、令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けているもので、令和4年度分の住民税均等割が非課税であるものでございます。

また、令和4年3月31日時点で18歳未満の子を養育しているもので、令和4年度の住民税均等割が非課税、また、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、直近の収入が非課税相当の水準に下がったと認められる方ということになります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） 5ページの方は事業費が5,000万円に対して32万9,000円の事務費、こちらの方が4,500万円に対して623万1,000円の事務費、この先ほど部長から非課税世帯とか18歳未満の子どもさんいるとか、令和4年がまた非課税相当の水準に下がった状態だというような給付したものだということで、調査するのにこんなに時間かかるのか、市のコンピュータのまたもや改正して委託料がかかるのか、その辺のちょっと説明お願いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 事務費の違いということでよろしいでしょうか。先の非課税の分につきましては、特にシステム改修等を行うものではありませんで、この子育ての関係につきましては、システム改修を行うということから、システム改修費として事務費が高額となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） これ全部、国費の持ち出しということで市に来るわけですけども、少しこれ高いと思いませんか。自らこれ623万1,000円もかけてシステム改修するのに、こんなにかかるのかなど。摩訶不思議なんだな、このコンピュータ会社のシステム改修料っていうのは。どうもSDGsで持続可能な社会を創るためにコンピュータ、コンピュータってやって、阿武町のように誤送金をして、これだけトラブルってということを見ると、業者に委託してシステムを改修して、そして間違ってしまうということがあればですよ、大変なんですよ。それはちょっと言いすぎですけども、わかりました。少し高いなと思いますので、市長これ何と思いますか、これ。623万円もよ、かけだよ、国から来る金だからいったって、国の造幣局に印刷させて発行しているだけの話で、国債市場の中では毎月プラス何百億っていう金が日本に入ってくるから、いくらでもいいんだという感覚もないわけではないと思うんですよ。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 戸田議員のご質問にお答えします。

実際、事務費の内訳として委託料、システム改修には545万6,000円程度かかるようでございます。高い安いというご質問でありますけれども、いかんせん、やはりこういっ

たシステム関係については、ご質問にもありましたとおり、できるだけ間違いを起こさないためにシステム改修するわけでございます。そういったそのリスク部分回避と、やはり専門的な知見の必要な部分もございますので、そういった技術料を含め、通常こういった価格が示されている状況でございますので、削減できればそれにこしたことはないと思いますけれども、いかんせんやはりその専門的な知識を要する部分、そしてそういった業者さんのお力が必要だという部分で、こういった見積りの中で予算計上したものでございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。15番菅原議員。

○15番（菅原龍太郎） 私の質問は、今回も時間外手当ということで30万円計上されております。それで、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、今後以降また4回目のワクチン接種に向けて云々と、こういう予算計上をされております。それで、職員は非常に難儀をされておるといのはよくわかります。それで本当に頭が下がる思いですけれども、この時間外の・・・

○議長（小林 悟） 菅原議員、この中身と内容がちょっと違うようです。

○15番（菅原龍太郎） 30万円の件についてです。30万円の件について聞いております。時間外手当について、駄目でしょうか。

○議長（小林 悟） じゃあどうぞ。

○15番（菅原龍太郎） それで、私が聞きたいのは、いわゆる職員の時間外の管理とか、例えば上限とか、体壊したら意味がないと思いますので、そこら辺のその管理、職員の時間外の管理というのは、どのようにやっていますでしょうかということをお伺いしたい。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまの菅原議員のご質問にお答えいたします。

職員の時間外の管理でございますが、月の時間数の上限を定めておりますし、年間の時間外の上限も定まっております。そういった形で、その上限を超えないように職員配置なり、会計年度任用職員で対応する部分等も勘案しながら、極力その時間を超えないような形で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 今、同僚議員からも縷々質問あったんですが、コロナ禍ということで財源の手当というのは、特定財源ということで国から来ると。目的が決まっているのか、



トンネル的な措置をしてやるということだと思んですが、私本当はわからなくて大変恐縮ですが、今回の特定財源というのは、最初から住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付するんだよと。あるいはまた、低所得の子育て世帯に1人5万円給付するんだよと。これ、ここもパッケージで国から措置されてトンネル的な予算なのかということ、本当初歩的なことですが、その点はどうかということをお尋ねします。目的が限定されてきているのか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまのご質問にお答えします。

それぞれ非課税につきましては非課税世帯ということで、生活が困窮する世帯にということで、その目的で支給されますし、子育て世帯に関しましても子育てをしている方々ということで、生活が苦しい方ということで、これまでも支給されておりますし、今回の事業も昨年度等に倣ったものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 私の質問に2分の1より答えてないんですが、今、部長のところわかりました。住民税非課税の部分、これも合わせていくらということで1億円ちょっと計上されて、半分で割ってると。これも国からパッケージとして、こういう形で非課税の方々に措置しなさいということなんですかということ答えていませんので、それはしっかりと答えていただきたい。これ3回目できないので、もう2回目だから、あわせてもう少し聞く。

要は、国がコロナ対策、対応ということで昨年から何回かやってきてるんですよ、これを国策として。それはそれでいいんです、正直言って、地方財源もかなりあるので。要は、国の措置費としてきたときに、基礎的自治体である潟上市、市長である鈴木市長、執行側に全く裁量権がないのか、もう最初からひも付きで、これに使わなければやらないよと、使えばやるよという性格なものなのか、私ここ非常に本当、疑問というかわからなくてすみませんが、国の財源といえども基礎的自治体に措置されたら、やっぱりその基礎的自治体の裁量権でもって執行していく、執行前に議決得る、これが民主主義の私は二元代表制の一丁目一番地の基本じゃないかと思っているんです。ですから、それが今、2分の1の答弁で2分の1は残ってますけども、それとあわせてお答えいただきたい。

さらに、市長に、市長提案者ですからお尋ねしますが、この提案理由の説明の中で、真に生活に困っている方々、真に、真に生活に困窮している方々、困っている方々への支援措置の強化とありますけども、非常にわかったようでわからない。真に生活に困窮するというのは何なのか、どういう状態を指すのか。例えばそれが住民税非課税の世帯と。こういうことを言えばちょっと口幅ったいのですが、年金生活なると住民税納めていない方も結構おります。実態見ると、相当優雅に、ゆとりに、かなり立派な家庭で生活している方おるんですよ、現実には。家庭が二つに分かれておったりね。ですから、それからいくと、いや、公平・平等という点からいくと、ひも付いてきてればしょうがないんですけども、このやっぱり真に生活に困っている方々の定義というのは、認定というのは、どういうことをいってるのかなということ、非常に私疑問にずっと思っていますので、この辺、提案者である市長から明解に答弁いただきたい。

あわせてもう一つ、かつて同僚議員がこの種の議論するとき、浅く広く、あまねく、みなコロナで困っているわけだから、精神的にも様々な部分、行動においても。あまねく、浅く広く対応した方がいいんじゃないかと、その方法・手段、ツールとして、プレミアム券なんか発行して、誰でも浅く広く確保できて、そして市民全体に元気を与える手法もありじゃないかなと。そのことを求めた議員もおります、過去に。極端にいけば、先般の横手なんか一回否決されて、仕切り直しをして、そして議会が議決を与えたという喫緊の例もありますよ。ですから金も使いようだと思うし、市民全体にエール、元気を送るならば、市長の采配で私はできるんじゃないかなと思いますけども、その切り口はありなんですか、ないんですか、明確に答弁求めます。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員のご質問にお答えします。

今回提案している事業につきましては、国の制度設計に基づくひも付き事業になっておりますので、国の目的に応じて基礎自治体の方で執行するというスキームになっておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

後半の他市町村でやっている商品券等による景気対策や地域活性化対策の案件につきましては、これは別途、自治体の方に地方創生交付金ということで、コロナ交付金が入ってきております。そういった事業の中で市町村が独自の考えの中で執行可能な交付金というものもございますので、ただいまのご意見も含めまして、市としてもこの後、研究させていただきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 結論からいって、この後もウイングを広げて、横手の例も挙げましたけども、研究すると。市長、この間の市政協議会から研究という言葉、研究は成果を出さないと私ども問う側にとってはむなしい話で、成果の出る研究を進めていただきたい、わかりやすいように。

それで、やっぱり確かに国のひも付きで出せる範ちゅうが決まっているならば、これはやむを得ない。法治国家ですから。しかしながら、市民全体3万2,000人があまねくやっぱりコロナによって、3年目に入って切ない思いをしているわけですから、窮屈な思いをしているわけですから、私はやっぱり全体のスパンで物事やることを考えてもいいんじゃないかなと。他市がやっていますから、現実には、プレミアムであろうと何であろうと。これもちょっとね、3回目でこれで終わりますが、市長が学校行事に行って、あなた方、子育て世帯も大変だと。市ではこれだけ、ウン万円も各家庭の方に元気の出るようにエール送りますよと、支援しますよということまで壇上で明言している。それがどういうふうを受け止められるかは別としても、ある意味でそういうこともいいんですが、もっとやっぱり全体にフランクにやっぱり市民に、これだけのことをやりますよということ、ここ議会ですから、こういう場で堂々と発すること、これがやっぱり鈴木市政とも関わってきますし、また評価にもつながってくると思いますので、私はこの際、遅きに失したことはありませんので、6月定例会に載せるとなればきついかもかもしれませんが、私やっぱりそれも横手方式というものも取り入れながら、市民全体に元気とエールを送るということを英断していただきたいということを重ねて、3回目ですがお願いというか、求めて質問を終わりたいと思いますが、これに対して市長もしありましたら一言お願いいたします。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員のご質問にお答えします。

いずれコロナ禍の中で非常に市民生活の方も疲弊していると思っております。当初予算においても各世代に応じた支援と、こういったものを市としても是非とも拡充していきたいと思っております。

また、先般も国の方から地方創生・コロナ対策等に対する地方創生交付金等も来ております。この点については、今後、6月定例会に向けて、ご意見等も踏まえた市民への支援の在り方、これを検討させていただきたいと思っております。

○7番（堀井克見） 議長、これで3回目でしたが、ちょっと答弁漏れあります。私、真に生活に困っている方々というのは、真に生活に困っているとはどういうことを提案者として指すんですかということのポイントで聞いてますから、その点ご答弁いただきます。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 「真に」の部分でございますけれども、まさに今回提案した助成対象者がそういった方に当たると考えております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業10万円についてなんですけれども、対象世帯についてちょっと伺いたいと思いますが、下のところで30世帯とあります。令和4年1月以降の家計急変世帯。これは30世帯、これ税務課でいろいろ一つ一つ見たりする大変な作業だと思うんです。これあれですか、市民からの手上げ方式も含めたこの考え方なんですか、そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 非課税世帯の家計急変の30世帯についてでございますが、ここにつきましては、国の算定方式がありまして、新たに非課税となった方のおよそ7パーセントを試算してくださいということになっております。それによって30世帯程度と見込んだわけでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 私、算出の方法について聞きたかったんですよ。一人一人調査して、この人が30世帯に合うとか、そういうこともありますし、また、手上げ方式で市民から急変して大変なんだということも取り入れるのか、そこら辺の算出の仕方について聞きたかったんです。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまのご質問にお答えします。

この家計急変の方につきましては、あくまでも手上げ方式ということになります。手上げ方式です。本人が申請して、直近の1か月間の収入が、12か月を掛けて1年分の計算をし直して、それが非課税世帯と同じくらいの所得になった状態であれば、それをこの家計急変者として認め、支給するというところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） このことについて気がつかない市民もいると思いますので、わかりやすく広報等に掲載してください。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして令和4年第2回潟上市議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

---

午前11時27分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 澤 井 昭二郎

〃 署名議員 堀 井 克 見